

鴻巣市土木工事における週休2日制モデル工事試行要領

1 趣旨

この要領は、鴻巣市が発注する土木工事における、週休2日制モデル工事（以下「モデル工事」という。）の試行について必要な事項を定めるものとする。

2 モデル工事の種類等

モデル工事の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める方式とする。

(1) モデル工事（現場閉所型）

対象期間において、4週8休以上の現場閉所に取り組む方式

(2) モデル工事（交代制）

対象期間において、技術者、技能労働者及び現場代理人が交代しながら4週8休以上の現場閉所に取り組む方式

3 用語の定義等

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「月単位の週休2日」とは、モデル工事（現場閉所型）においては契約工期のうち、対象期間において全ての月で4週8休以上の現場閉所率（対象期間内の現場閉所日の日数を対象期間の日数で除することにより算定した割合）を達成することをいい、モデル工事（交代制）においては契約工期のうち、対象期間において全ての月で対象者の休日率の合計を対象者数で除することにより算定した割合（以下「平均休日率」という。）が4週8休以上を達成することをいう。ただし、モデル工事（現場閉所型）において、暦上の土曜日・日曜日の閉所では4週8休以上に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

(2) 「通期の週休2日」とは、対象期間において、4週8休以上を達成したと認められる状態をいう。

(3) 「対象期間」とは、次に掲げるモデル工事の種類に応じて定める期間をいう。

ア モデル工事（現場閉所型）

契約工期のうち、現場施工着手日（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等、実際に現場作業に着手する日）から現場施工完了日（後片付けや清掃を除いた現場作業が完了した日）までの期間をいい、年末年始休暇の期間（6日間）、夏季休暇の期間（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。なお、やむを得ず、発注者があらか

じめ対象外とする期間を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

イ モデル工事（交代制）

契約工期のうち、対象者の従事期間をいい、元請企業については現場施工着手日から現場施工完了日までの期間、下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とし、年末年始休暇の期間（6日間）、夏季休暇の期間（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。なお、やむを得ず、発注者があらかじめ対象外とする期間を設定する場合は必要最小限の期間とし、対象外とする作業と期間を設計図書に明示する。

- (4) 「現場閉所」とは、対象期間中に現場事務所での事務作業も含めて、1日を通じて現場及び現場事務所が閉所された状態（巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要となる作業のみを行う場合も含む。）をいう。
- (5) 「現場閉所日」とは、対象期間中に現場閉所を行う日のうち、週休日で、原則として土曜日及び日曜日をいう。ただし、現場の特性等により別の曜日を選定することや、祝日を充てることもできる。なお、現場閉所日は現場代理人、監理技術者等の休日と連動するものとする。
- (6) 「4週8休以上」とは、モデル工事（現場閉所型）においては対象期間内の現場閉所の日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいい、モデル工事（交代制）においては対象期間内における平均休日率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。
- (7) 「対象者」とは、当該工事に係る元請及び施工体制台帳記載の下請（建設工事の請負契約分のみ）の全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、従事期間が1週間未満の者は除く。
- (8) 「休日」とは、当該工事の現場作業（現場事務所での事務作業を含む。）を24時間通して行っていない状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の休日についても、休日に含めるものとする。
- (9) 「休日率」とは、対象期間内において、対象者の休日日数を対象期間の日数で除した割合をいう。

4 対象とする工事

モデル工事は、原則として、全ての工事を対象とする。ただし、次に掲げる工事はモデル工事としないことも可能とする。

- (1) 緊急を要する工事（災害復旧工事（緊急随契を行うような工事）、応急工事等）
- (2) 対象期間が1週間未満の工事
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、週休2日の実施が困難な工事

5 発注方式

- (1) モデル工事の発注は、モデル工事（現場閉所型）を原則とするが、現場閉所が困難な工事については、モデル工事（交代制）とすることができる。
- (2) モデル工事（交代制）として発注した場合において、受注者がモデル工事（現場閉所型）を希望するときは、現場着手前に受発注者で協議し、モデル工事（現場閉所型）に変更できるものとする。
- (3) モデル工事の発注に当たっては、別紙に基づき、入札公告及び特記仕様書にモデル工事の種類を明示するものとする。

6 適正な工期の確保

- (1) 発注者は、公共土木工事における工期設定の基本的な考え方等に基づき、次の事項に留意して適正な工期を確保しなければならない。
 - ア 契約工期の設定に当たっては、通常算入する準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日及び後片付け期間等に加え、週休2日の実施に係る受注者及び発注者の事務処理期間として、14日を上乘せすることを標準とする。
 - イ 一つの工事現場において、分離発注工事、各種インフラ工事などの後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間の調整を適切に実施するものとする。
- (2) 契約工期の変更理由が、次に掲げる受注者の責によらない場合は、発注者と受注者が協議の上、適切に工期の変更を行う。
 - ア 受注者と発注者間で協議した工事工程の条件に変更が生じた場合
 - イ 著しい悪天候により、作業不稼働日が多く発生した場合
 - ウ 工事の中止や工事の一部中止により、全体工程に影響が生じた場合
 - エ 資機材や労働需要のひっ迫により、全体工程に影響が生じた場合
 - オ その他特別な事情により、全体工程に影響が生じた場合

7 積算及び変更方法等

- (1) モデル工事（現場閉所型）の予定価格の算出に当たっては、次の表に掲げる経費に月単位の週休2日の補正係数を乗じた補正を行うものとする。なお、現場閉所率の達成状況を確認後、当該現場閉所率が月単位の週休2日に満たない場合は、当初の請負代金額の補正係数を通期の週休2日の補正係数に変更して算出した額と当初の請負代金額との差額を減額して契約変更を行うものとし、現場閉所率が通期の週休2日に満たない場合は、同表の補正係数による補正分を減額して契約変更を行うものとする。

モデル工事（現場閉所型）の補正係数

経 費	月単位の週休2日	通期の週休2日
労 務 費	1.04	1.02
機械経費（賃料）	1.02	1.02
共通仮設費率	1.03	1.02
現場管理費率	1.05	1.03

※市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。

- (2) モデル工事（交代制）の予定価格の算出に当たっては、次の表に掲げる経費に月単位の週休2日の補正係数を乗じた補正を行うものとする。なお、平均休日率の達成状況を確認後、当該平均休日率が月単位の週休2日に満たない場合は、当初の請負代金額の補正係数を通期の週休2日の補正係数に変更して算出した額と当初の請負代金額との差額を減額して契約変更を行うものとし、平均休日率が通期の週休2日に満たない場合は、同表の補正係数による補正分を減額して契約変更を行うものとする。

モデル工事（交代制）の補正係数

経 費	月単位の週休2日	通期の週休2日
労 務 費	1.04	1.02
現場管理費率	1.03	1.01

※市場単価方式及び土木工事標準単価による週休2日の取得に要する費用の計上については、補正係数を乗じた単価を使用すること。

8 実施方法等

- (1) 発注者は、入札公告にモデル工事である旨を明示するとともに、特記仕様書を添付するものとする。
- (2) 受注者は、現場着手前に次のとおり対応するものとする。
- ア 週休2日を前提とする施工計画書及び工程表を発注者に提出する。
 - イ 対象期間中、モデル工事であることを示すPR掲示図（様式第4号）の例によりPR掲示図を作成し、工事現場に設置する。
- (3) 受注者は、対象期間中、次のとおり対応するものとする。

ア モデル工事（現場閉所型）

- (ア) 現場閉所を行う場合は、事前に監督員に対して現場閉所を行う旨の連絡を行うものとする。この場合において、監督員の押印が必要となるような書面を提出する必要はないが、口頭による連絡では、工事完了後に受注者が提出する週休2日制モデル工事（現場閉所型）現場閉所実績報告書（様式第1号）の確認が困難であるため、電子メールなど後日において確認できる連絡方法による

ものとする。なお、次に該当する場合は、現場閉所の連絡は不要とする。

- a 施工計画書に記載した法定休日及び所定休日の場合
- b 週間工程会議等により、監督員が事前に把握している場合
- c 官公庁の休日の場合

(イ) 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

イ モデル工事（交代制）

(ア) 受注者は、毎月末に当月分の週休2日制モデル工事（交代制）休日確保状況チェックリスト（様式第2号）を監督員に提出するとともに、作業日報、出勤簿等を提示し、休日の取得実績について監督員の確認を受ける。

(イ) 受注者は、週休2日の確保について、下請負人を指導する。

(4) 受注者は、現場施工完了後、次のとおり対応するものとする。

受注者は、現場施工完了日から3日以内にモデル工事（現場閉所型）においては週休2日制モデル工事（現場閉所型）現場閉所実績報告書（様式第1号）を、モデル工事（交代制）においては最終月の週休2日制モデル工事（交代制）休日確保状況チェックリスト（様式第2号）及び週休2日制モデル工事（交代制）休日確保実績報告書（様式第3号）を発注者に提出するとともに、作業日報や出勤簿等を提示し、現場閉所率又は平均休日率の達成状況について発注者の確認を受ける。

(5) 監督員は、対象期間中において、現場閉所日に作業が生じるような指示は行わないとともに、受注者からの協議等にはクイックレスポンスに努めるものとする。

9 工事成績評価における評価

発注者は、工事成績の評価に当たり、現場閉所率又は平均休日率の達成状況に応じて、次のとおり加点を行う。なお、週休2日が達成できなかったことによる減点はない。

現場閉所率又は平均休日率の達成状況	月単位の週2日	通期の週休2日
4週8休以上 (現場閉所率又平均休日率は28.5%以上)	2点	1点
4週8休未滿 (現場閉所率又は平均休日率28.5%未滿)	—	—

※加点は評価項目「創意工夫」で行うため、工事成績評価の加点は得点割合0.4を乗じた点数となる。

10 その他

各発注課所は、工事の特性等を勘案し、本要領によらず、必要な事項を別途定めることができるものとする。

附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年10月1日から施行する。

ただし、9月単価を使用して積算したモデル工事は、従前の試行要領を適用することとする。

別紙

(入札公告及び特記仕様書への週休2日制モデル工事である旨を明示)

<入札公告>

1 入札対象工事

その他

本工事は、鴻巣市土木工事における週休2日制モデル工事(※)の試行対象工事である。

※発注方式により、「現場閉所型」又は「交代制」を記入

<特記仕様書>

週休2日制モデル工事

本工事は、鴻巣市土木工事における週休2日制モデル工事(※)の試行対象工事である。

試行の実施は、鴻巣市土木工事における週休2日制モデル工事試行要領によるものとする。

※発注方式により、「現場閉所型」又は「交代制」を記入

様式第4号

PR掲示図(例)

週休2日制モデル工事

この工事は、建設産業の就労環境の改善に取り組むため、原則
○曜日、○曜日及び祝日を休工日とするモデル工事です。
皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

発注者 鴻巣市 鴻巣市長○○

受注者 ○○建設株式会社

※ 大きさはA3サイズ以上とする。

※ 工事現場の見やすい場所に設置